

Title	〔最高裁民訴事例研究 二〇六〕一、交通事故の被害者が自動車損害賠償保障法一六条一項の規定に基き保険会社に対して提起した損害金支払請求について支出した弁護士費用が交通事故と相当因果関係のある損害と認められた事例 二、保険会社が自動車損害賠償保障法一六条一項も規定に基いて被害者に対して負担する損害賠償債務と商法五一四条
Sub Title	
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira) 笠原, 毅彦(Kasahara, Takehiko) 民事訴訟法研究会(Minjisoshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.2 (1983. 2) ,p.112- 119
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830228-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

べての訴訟行為が収束する事になるのだから、口頭弁論終結時までの行為が、判決に意味を与える限度で適及的に評価されれば足り、訴提起の段階で、決議取消か決議無効か決議不存在かが確定的に把握される必要はなく、口頭弁論終結時までに整えられればよいのである。伊東・山田・昭和五四年一月一六日第二小法廷判例批評・法学研究五三巻七号一三三頁、一三四頁。このように解すると、訴提起の段階で決議無効確認が請求されていても、それが、出訴期間など決議取消訴訟の要件を充足しておれば、決議取消の訴への評価がえは可能なのだから、右の最高裁判所の判決には賛成できる。本件判旨第二点前半は、三月内という出訴期間を徒過しているから本件訴を決議取消の訴に「変更」させる要もないとする点で、決議無効と取消を当

初から首尾一貫して截然と確定的に区別している趣旨とも解されなくはなく、そこに若干の疑問も提起可能であるが、その帰結は、前記最高裁判所判決に照らし妥当なものと解される。

次に、本件判旨第二点後半において、本件は、決議不存在事由ある場合とはならないと解されているが、この点にも賛成できる。なぜならば、本件においては、定款に規定された代理人による議決権行使手続違反のみが主張されており、それは、法律上總會決議が存在するものと認められないとの評価を引き起すほどの著しく重大な手続的な瑕疵とも解されないからである。

(昭和五七年一月三日稿)

加藤 修

〔最高裁判所民事訴訟法研究 二〇六〕

昭和五七一年(最高裁判所集三)

(六卷一號一頁)

一、交通事故の被害者が自動車損害賠償保障法一六条一項の規定に基き保険会社に対して提起した損害金支払請求訴訟について支出した弁護士費用が交通事故と相当因果関係のある損害と認められた事例

二、保険会社が自動車損害賠償保障法一六条一項の規定に基いて被害者に対して負担する損害賠償債務と商法五一四条

保険金請求事件(昭和五七年一月一九日第三小法廷判決)

訴外Aの保有するダンブカーが盛土にはまり動けなくなつたため、訴外Bの運転するブルドーザーでこれを引張ろうとしていたところ、たまたま居合わせたCはAの危険であるから立ちのくようにとの警告にもかかわらず両車の接続部に入りこれを支持した。ところがBが誤つてブルドーザーを後退させたためCは右ダンブカーとブルドーザーの間にはさまれ死亡。Cの遺族X(妻及び奥子の計六名)が、ダンブカーの保有者Aと自動車損害賠償責任保険契約を締結していた保険会社Yに対し、自

自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」と略記する）第一六条第一項に基いて賠償金を直接請求した。（なお、Bの運転するブルドーザーは、責任保険契約を締結していなかったという事実がある。）

第一審・第二審ともYの自賠法三条但書の主張・立証を退けXの請求認容、又弁護士費用の賠償請求及び弁護士費用を除いた認容部分についての年六分の商事法定利率による遅延損害金の請求についても認容した。

Y上告、上告理由は全部で四点あるが判示事項は以下の二点である。

第一点は、弁護士費用に関するもので、「自賠法一六条一項の請求権の法的性質は、同条項という法の特別の規定によつて生ずる特別の法定請求権であり」「一方では、保険契約によつて発生する請求権ではないと共に、他方自賠法三条本文による損害賠償請求権でもない……Yは本件事故についてなんら自賠法三条の損害賠償債務を負っているわけではなく……不法行為責任を負うものでない保険会社たるYが、右自賠法一六条一項の請求に応じないためにXが支出するに至つた弁護士費用は、上告人の行為に原因するものであつて本件事故との間に相当因果関係のある損害ではない。」と主張。

第二点は、遅延損害金の法定利率に関するもので、「自賠法一六条一項による請求権は、法が創設した全く新しい権利であつて、これは自賠法三条本文の請求権でもなければ保険者と保険契約者間の自動車損害賠償責任契約に基くものでもない。従つて上告人の自賠法一六条一項の債務は、商行為によつて生じた債務ではなく、右法定請求権が認容を遂げずにすぎない遅延損害金を商事法定利率による根拠は存しない。」と主張。

以上の上告理由に対して最高裁は、「不法行為の被害者が、自己の権利擁護のため訴を提起することを余儀なくされ、訴訟追行を弁護士に委任

した場合は、その弁護士費用は、事案の難易・請求額・認容された額その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる額の範囲内のものにかぎり、右不法行為と相当因果関係に立つ損害といふべきであることは当裁判所の判例とするところであり（最高裁昭和四一年（オ）第二八〇号・同四四年二月二七日第一小法廷判決民集二三卷二四四一頁）、この理は、被害者が自動車損害賠償法一六条一項に基づき保険金額の限度において損害賠償額の支払を保険会社に対して直接請求する場合においても異なるない」「自賠法一六条一項に基づく被害者の保険会社に対する直接請求権は、被害者が保険会社に対して有する損害賠償請求権であつて、保有者の保険金請求権の変形ないしはそれに準ずる権利ではないのであるから、保険会社の被害者に対する損害賠償債務は商法五四条所定の「商行為ニ因リテ生ジタル債務」には当たらない」として、第一点については上告棄却、第二点については上告を容れて破棄自判した。

判示事項第一点については判旨に反対
判示事項第二点については判旨に賛成

議論を進める便宜上、はじめに、上告理由二点いづれにおいても問題とされている自賠法一六条一項の直接請求権の法的性質について簡単に考察して判示事項第二点の判例法上の位置付けをなし、その上で、直接請求権に基く損害賠償請求の訴と弁護士費用の賠償請求との関係いかんという問題、更に弁護士費用の賠償請求プロパーの問題について論じる。

一、自賠法一六条一項に基く直接請求権の法的性質（判示事項第二点について）

責任保険は、被保険者が第三者に対して法的責任を負担したことから生じる財産的損害の填補を目的とする損害保険である。自賠法において、自動車の保有者は、保険会社と責任保険契約を締結することを強制されるが(同法五条、同法一六条一項は、被保険者に人身事故によって損害賠償責任が発生した場合に、契約外の第三者である被害者が、保険会社に対して直接に損害金の支払請求ができることを定めている。この請求権について問題となるのは、これが、特殊な政策目的に基く法定の請求権であるのか、または責任保険契約の本質から(例えば当事者の効果意思)当然に生じる請求権であるのかという点と、この直接請求権が被保険者が保険者に対して有するに至つた保険金請求権の代位請求であるのか、又は損害賠償請求権であるのかという点である。

判例は、これを特殊な政策目的に基く法定の請求権であり、被害者が加害者に対して有する損害賠償請求権とは別個の損害賠償請求権と解していた(最高裁昭和三九年五月一二日三小民集一八巻四号五八三頁⁽¹⁾)。本件判決はこの三九年判決の延長線上にあり、特に直接請求権が、被保険者が保険者に対して有する保険金請求権と別個の請求権であること、及び同請求権が保険金請求権の変形ないしはそれに準ずる権利ではないことを判示し、判例上初めて商事債務でないことを明らかにした。

この問題に関連して、責任保険法理、特に⁽²⁾保険料給付と対価関係に立つものは何かという点が問題となるが、この点は本稿の目的から外れるので省略する。

(1) 本判決の評釈として、中島恒、最高裁判例解説民事篇昭和三九、一三七頁、鴻常夫、交通事故判例百選第二版一五八頁、伊沢孝平、民商五二巻一号八二頁等。

(2) 責任保険法理上の問題については、倉沢康一郎「商法六六七条と自賠法一六条」法学研究四九巻一号一〇五頁参照。

二、直接請求権に基く訴と弁護士費用

弁護士費用に関する上告理由第一点は、相当因果関係を否定するについて、直接請求権の法的性質を論じ、それが被害者の加害者に対する損害賠償責任と異なる特殊の法定責任であることを根拠にする。論旨を要約すれば以下になる。即ち「不法行為と弁護士費用との間に相当因果関係が認められるのは、被害者が不法行為債権(本件では自賠法三条に基く債権)に基いて不法行為責任を負う者に対して請求した場合に限られる。自賠法一六条の直接請求権に基く請求の場合は、自賠法三条を構成要件とはするが、保険者が不法行為責任を負うわけではなく、又請求権も特殊な法定責任である。それ故、被害者が保険会社に対して賠償請求する場合には必要となつた弁護士費用と不法行為の間には相当因果関係は認められない。」

この点についての判例は、下級審のものに限られ、しかもその結論は分かれていた。例えば、東京地判昭和四六年十月一二日判例時報六五四号七一頁は「保険会社に対する保険金請求に必要となる弁護士費用は、たとえ自賠法一六条による被害者の直接請求の訴の場合であつても、被害者の加害者に対する損害賠償請求のための弁護士費用と異なるから、これをもつて本件不法行為と相当因果関係のあ

る損害に当らない。」(同旨東京高判昭四四年四月五日判時五五二号二三頁)として否定。これに対して、大阪地判昭和四六年二月八日判タ二六四号二八四頁は「現在一般的に弁護士費用の賠償請求が認められていた自賠法三条に基く保有者に対する損害賠償請求及び、民法七一条に基く使用者に対する損害賠償請求の場合以外に弁護士費用の賠償請求が認められてはならない実質的な理由は見出し得ない。」として肯定した。

本件判決は、何らの積極的な理由付けもしていないが因果関係を肯定する。おそらく、直接請求権の法的性質が損害賠償請求権、即ち責任の肩代わりであることから加害者が訴えられた場合と異なる点がないと判断したことによるものであろう。判旨に賛成する。

三、弁護士費用の賠償請求

民事訴訟法は、同法第八九条で訴訟費用敗訴者負担の原則を採っている。しかし、弁護士費用は、現行法が弁護士強制制度を採っていないこと、民事訴訟費用等に関する法律(以下民事費用法と略記する)二条一一号が裁判所が弁護士の選任を命じた場合についてのみ、弁護士費用を訴訟費用に算入していることからその反対解釈として、通常の場合訴訟費用に含まれないと解釈されている。このため、訴訟の結果にかかわらず、弁護士費用は常にその依頼人たる当事者が負担することとなる。このことは、訴訟により権利を実現しようとする者は、弁護士に委任した場合、勝訴判決を得ても実体法上正当化される利益から常にその弁護士費用を控除した利益のみ

しか取得し得ないことを意味する。この結果が不当であることは、民訴法七九条が簡裁を除いて弁護士代理の原則を採っていること、及び社会の複雑化に伴う事件乃至法律の複雑化多様化等による事実上の弁護士強制を考え合わせると明らかであろう。更に、弁護士費用を当事者負担とすることは、権利の実現のための正当な訴訟を抑制し、又逆に、濫上訴、不当抗争の原因ともなり得ることが指摘されている。⁽³⁾

かような問題意識から、弁護士費用の訴訟費用化の立法の動きも何度かあつたが、実現にまでは至つていない。⁽⁴⁾このため、学説・判例は既存の法制度内で弁護士費用を相手方当事者に賠償せしめる方法を講じている。以下その法律構成をみていく。

まず、本案と別個に構成するか本案内で構成するかという点で見解が分かれる。後者は更に「損害」とする説、「特別費用」とする説、「訴訟費用」とする説の三つに分かれる。

(一) 本案と別個に構成する説

(イ) 不当抗争説 訴の提起、応訴、仮処分申請等、民事訴訟上の訴訟行為自体が別個に新たな不法行為を形成する場合に、弁護士費用をその不法行為に基く損害賠償として請求し得るとする説。⁽⁵⁾民事訴訟を手段とする不法行為が成立し得るのは当然であり、この範囲について弁護士費用の賠償が認められることについては、今日では争いはない。⁽⁶⁾東高民一七判昭和四三年一月二十九日判時五四七号四七頁等戦後の賠償否定判例の多くがこの説を採る。(肯定判例としては札幌高二判昭和四一年一〇月二十七日)この説を採った場合不当な抗

争となる範囲が問題となるが、一般には「抗争行為が、その理由のないことを知り、又は知りうるはずであつたのに不注意から知らずにあえてこれを為した場合」とされている。

(四) 加害者提示額、判決額比較説(不法行為のみ問題とする) 航空運送に関するワルソー条約及び、その改正のためのハーグ議定書の弁護士費用に関する規定を一般化しようとする説。訴提起前に加害者が被害者に提示した額より裁判所が認定した額の方が高い場合に弁護士費用の賠償を認める。両者の比較衡量によつて、訴訟の必要性等を調べ衡平な解決を為そうとするものである。論者は又、立法上、契約約款上増加しつつある責任制限規定から弁護士費用を除外するため、「別個不法行為の損害」と法律構成すべきであるとす

る。

(一) 本案内で構成する説

(1) 「損害」とする説 ①相当因果関係説 弁護士費用を、そのもととなつた不法行為又は債務不履行と相当因果関係にある損害と考ふる説。元来弁護士費用は、当事者が弁護士に事件を委任したことによつて生じる費用であり、不法行為、債務不履行と直接結びつくものではないが、事実上の弁護士強制を根拠にして因果関係を認める。その範囲については、不法行為に限定するもの、故意の不法行為に限定するもの等いくつかのヴァリエーションがある。最初の最高裁判例である最高裁一小判昭和四四年二月二七日民集二三卷二号四四一頁と、戦後の賠償肯定判例の多くがこの説を採る。

②具体的衡平説 不法行為において、その行為が犯罪行為乃至強度

の違法性をおびる場合、因果関係を認め具体的衡平の理念をもつて解決すべきであるとする説。

(四) 「特別費用」とする説 弁済費用説 訴訟の遂行は、実体的にみるに債権の実在化及び満足の一過程にほかならないから、債権の取立費用として民法四八五条の趣旨を類推して認める説。大阪地民一五判昭和四四年三月二八日判タ二三四号一五五頁がこの説を採る。

(六) 「訴訟費用」とする説 「弁護士費用は実体法、訴訟法にまたがる第三次元の場合における必要費であるので、実体法の場に還元することは適当でなく、過失責任の原則を揚棄し、「結果責任」を認め、敗訴した当事者に対して負担せしめるのが相当である。」として、弁護士費用を権利行使に伴う必要費、訴訟費用に含まれるとする説。熊本地宮地支判昭和四二年四月二八日判タ二一六号二三五頁は「訴訟というものは、本来敗者の危険負担において進行して行くものであり、その危険負担は、当然に相手方の弁護士費用についても生ずるものといわなければならない」とし、正義衡平の原則、信義則、条理の一適用として訴訟費用とすべきであるとす。

(三) 最高裁判例と問題点

最高裁は、前掲昭和四四年二月二七日の判決で、不当抗争の枠内で処理できる事件につき、不当抗争説によらず、積極的に因果関係説を採つたが、それ以来、いづれも不法行為の事件であるがこの説の立場から弁護士費用の賠償を認める。判例は相当因果関係説で確定していると言つて良いであろう。本件判決もこの流れに従うもの

で、理論上新たな展開があるわけではなく、直接請求権に基く損害賠償請求と弁護士費用との間に相当因果関係を認められた点に先例としての意味がある。

以下、この判例理論である相当因果関係説を検討する。最初に、本件と直接関係はないが、判例理論の適用領域を明らかにするため、債務不履行との関係においても因果関係が認められるかという点を考察しておく。

債務不履行については、大審民三判大正四年五月一九日民録二一輯七二五頁が請求を棄却。この判例は、不法行為の場合につき賠償請求を認めた大審民二判昭和一年二月二八日民集一五卷三〇〇頁によつて「債務不履行の場合であつて本件にはあてはまらない」として引用されている。しかし、本件判決によつて引用されている昭和四四年の最高裁判決は、因果関係を認める根拠を「一般人が単独にて十分な訴訟活動を展開することはほとんど不可能」であること、「現在においては（弁護士に委任することが）通常と認められる」ことに求める。この理は債務不履行に基く場合でも、あるいは他の損害賠償請求以外の訴の場合でも何ら異ならない。それ故、前述の二つの大審判例の存在にもかかわらず、最高裁が債務不履行との関係において相当因果関係を否定するとは解し難い。

通常、債務不履行に関する相当因果関係否定説の根拠としては、不法行為との対比における、違法性の強弱、信頼関係の有無、訴訟の必要性の強弱の三点が挙げられる。しかし、過失をも含む不法行為のほうに、常に債務不履行におけるより違法性が高いとは必ずしも

言えない。又債権債務関係がある場合は両者の間に信頼関係があるから、他の手段（和解等）による解決も期待でき訴訟の必要性が低いとする主張も、信頼関係が破壊されたからこそ訴訟になったことを考えれば根拠とはなり得ない。不法行為の損害は定型性を欠き訴訟による確定が必要であるとの主張は一応肯定できるにしても、公害等の新しい訴訟類型を別とすれば、判例が蓄積された現在においては不法行為の損害額の算定が債務不履行の損害額の算定より困難であるとは必ずしも言えない。否定説の根拠はいずれも典型的な例を念頭においたものであり、必ずしも常に十分な理由があるとはいえない面があり、両者を区別する必要はないと考える。

次に、因果関係説の当否について検討してみよう。弁護士費用は、訴訟において実現されるべき権利自体ではなく、訴訟において権利を実現するために必要となる費用である。不法行為を例にとれば、弁護士費用は任意に債務を履行しない債務者に対しその履行を請求するために生じる「費用」であり、不法行為から直接生じる「損害」ではない。このことは、弁護士費用を除いた狭義の訴訟費用を敗訴者負担とする理由が、訴訟が本来敗者の危険負担において進行すべきものであることに求められ、本案の権利の基礎となる行為と因果関係があることは求められないことを考えれば明らかである。弁護士費用を不法行為から直接生ずべき損害と解することは、理論的には困難である。又、弁護士費用を「費用」ではなく「損害」と構成することに對して以下の四点を理由として賛成できない。第一に、金銭債務の特則に関する民法四一九条一項の存在。本案が金銭

債務の存否である場合(但し本件はこの種のケースではない)、損害賠償は法定利率の範囲に限定されると解されているから、弁護士費用の賠償は否定される⁽¹³⁾。第二に、責任制限立法・約款の存在とその増加が見込まれること。因果関係のある損害と構成する限りは、弁護士費用はこの責任制限の対象となり、制限にかかる可能性がでく点問題である。この種の立法、約款は今後ますます増加することが予想されるから軽視することはできない⁽¹⁴⁾。第三に、過失責任の原則を採ることへの疑問。相当因果関係内の損害と構成すると「帰責事由」といつた形で過失責任の原則を持ち込まざるを得なくなるが、このことは附属的審理たる裁判費用に関する審理に過失等の認定の問題を持ち込み、審理を複雑化する⁽¹⁵⁾。第四に、賠償請求を認め場合その賠償の範囲を合理的な範囲に限定する必要があるが、相当因果関係説を採ると現在の実務ではこのために弁護士費用の賠償請求という別訴を認めなければならない。又別訴ではなく同一の訴でこれを為した場合でも弁護士費用の認定についてのみの不服申立(上訴)に対して、裁判所は口頭弁論を開き判決をもつてその判断をしめさなければならなくなる⁽¹⁶⁾。これは、訴訟費用額の確定を決定という簡易な手続によつて判断しようとする民法(一〇〇条以下)の趣旨に反するし、訴訟費用の裁判については独立して控訴をなすことを得ずとする民法三六一一条の趣旨にも反する。

かように考えてくると、やはり弁護士費用は「費用」として法律構成すべきである。しかし、現行法の解釈としては訴訟費用に含めるのは困難であるから、弁済費用として民法四八五条を類推してこ

れを認めるべきであると考える。弁護士費用の賠償請求の問題が、法律上の弁護士非強制にもかかわらず、事実上の弁護士強制が存在するという法律の不備によつて生じたものであること、訴訟費用化以外のいずれの方法によつてもそれは便法にしかすぎないことを考えると、便法として最も問題点の少ない手段を選ぶべきである。そして、本来過失責任等が妥当する賠償法理とは別の次元の問題であること、現在では弁護士費用は権利実現乃至権利行使のための必要費と言える段階にあること等を考えれば弁済費用説が、理論的にも現実的にも最も問題点の少ない手段である。

弁済費用説をとつた場合の難点として、極めて不同である弁護士費用を妥当な範囲に限定するための法律上の根拠がない⁽¹⁸⁾という点が主張されているが、この点は必ずしも弁済費用説の決定的な難点とはなりえないものと思われる。ただし、民法四八五条の解釈によつて「費用中の相当額」を認めるといふ形で限定することもできないわけではないからである。

以上みてきたように、現行法の解釈としては弁済費用説が妥当であると考える。しかし、根本的な解決としては、弁護士費用の訴訟費用化の立法の是非の検討がなされることを期待したい。

(3) 中野貞二郎「弁護士費用の敗訴者負担」ジュリ三八八号七八頁。

(4) 立法上の問題については桜田勝義「判例弁護士法の研究」一六五頁以下及びその引用論文参照。

(5) 末川博 民商四卷二号一七五頁、同民商一五卷四号八一頁、同民商二〇卷二号四九頁。加藤一郎 不法行為(増補版)二二二頁。幾代通 不法行為二八七頁。我妻栄 民法講義債総一二六頁。

(6) 初期の判例は、訴訟費用に関する法律を公序に関する強行規定と解し、訴訟提起自体が不法行為を構成する場合でも、弁護士強制主義を採用していないことを根拠にして、敗訴当事者に対する弁護士費用の賠償請求を認めなかつた。大審明治三二年一〇月七日民一判民録五輯九卷五八頁、同明治三七年三月三日刑二判刑録一〇輯四〇一頁等。しかし、刑事事件の附帯私訴で認めたと例がいくつか存在する。宮城高刑一判明治四四年四月二〇日新開七一六号二四頁等。

(7) 判例は、重過失を要するもの、悪意の場合に限るとするもの等様々である。又東地判昭和四〇年六月一日ジュリ三三四号判例カード五一九は「敗訴者は、反証なき限りその訴につき一応過失ありと推定される」として準証責任を転換する。

(8) 田代有嗣「不法行為における被害者側弁護士費用の加害者負担に関する諸問題」財政経済弘報一三六一号一三六八号。

(9) 末延三次判民昭和一年一八事件、田邨正義「弁護士費用」実務民訴講座Ⅰ一五三頁、霧島甲一「不法行為による損害と弁護士費用」判タ二三八号八四頁、坂田勝義「最高裁と弁護士費用論」法セ一六〇号四二頁、斎藤清實「弁護士費用の賠償を求め得る限度」判タ二五四号五四頁等。

(10) 川島武宜判民昭一六年度七九事件、判民昭一八年度五一事件。

(11) 東孝行「弁護士費用の賠償」判タ二八一号五八頁は、相当因果関係説、弁済費用説いずれの法律構成も現行法上許されるとする。

(12) 湯本岩夫「弁護士費用の賠償請求に関する一考察」司法研修所報三二号一八七頁。

(13) 東孝行前掲五九頁は、「特別損害は、金銭債務の場合も賠償を求めうる」と解し、弁護士費用をこの特別損害とすることによつて賠償請求を認めるべきであるとする。斎藤清實前掲二五四頁、田邨正義前掲一五八頁参照。

判例研究

(14) 田代有嗣前掲一三六八号一頁参照。

(15) 湯本岩夫前掲一九五頁参照。

(16)(17) 判例は訴訟費用負担の裁判がされていない訴訟における法定の訴訟費用を、実体法上の理由に基く損害賠償として請求することは許されるとする。東地八王子支判昭和三六年四月六日下級民集一二巻四号七〇九頁。

(18) 東孝行前掲五九頁参照。

石川 明・笠原毅彦